

岩手県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和6年8月9日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

種別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	イーハトーブ介護医療院	花巻市湯口字志戸平14番地1	令和6年7月17日
病院	北上駅前病院	北上市大通り一丁目1番22号	〃
病院	介護老人保健施設リハビリパーク北上	北上市大通り一丁目1番22号	〃
老人ホーム	特別養護老人ホームシェーンハイム爽	紫波郡矢巾町土橋第11地割35番地1	〃